



栃木市マスコットキャラクター
とち介

農業委員会だより とちぎ

2021.7.1
第 16 号

発行：栃木市農業委員会
編集：農業委員会だより編集委員会
電話：0282-21-2393



写真提供：肉のふきあげ 直営農場

目次

空き家に付属した農地について ……	P2
新農業委員紹介 ……	P2
農地利用最適化推進施策に関する 意見書に対する回答について ……	P3
なでしこ委員会活動報告 ……	P4
全農業委員家族協定締結 ……	P4
お知らせ ……	P5
農業委員会とその活動 ……	P6
頑張ってますアグリスト① ……	P7
大豆 ……	P7
頑張ってますアグリスト② ……	P8
編集後記 ……	P8

今年は十二支の丑年です。丑年生まれの性格は、実直、頑固、マイペース、人見知りなどと言われており、本県の県民性と似たところがあります。そんな栃木で生産されているのが、全国ブランド牛である「とちぎ和牛」です。「とちぎ和牛」は栃木で採れた米を混ぜる独自の餌で育てられ、常に最高級のAB 4等級以上の枝肉格付をされる銘柄牛です。

肉質は肉のプロが最重要視する「さし」（霜降り）のバランスが良く、柔らかさ、風味、味わいの三拍子がそろったブランド牛です。

各種品評会においても、日本一の栄冠に何度も輝き、栃木を代表するブランド農産物として高い評価を受けています。
《毛塚信道 委員》

～ 空き家と一緒に農地を“売りたい”“買いたい”方へ～

「空き家に付属した農地」が取得しやすくなりました!!



農地の売買・賃借等を行うには、農地法第3条に基づく許可が必要となりますが、許可要件のひとつとして農地取得後の耕作面積が原則として5000㎡以上必要となります。

栃木市農業委員会では、令和3年4月1日より、「空き家に付属する農地」についてはこの要件を1㎡以上と緩和し、空き家に移住し家庭菜園等を始めたい方が農地を取得しやすくなりました。

遊休農地の解消、農村環境の保全、市外からの新規就農及び移住の促進等を図ることを目的としています。

1. 「空き家に付属した農地」の対象となる農地

次のいずれにも該当するもの。

- ・空き家は栃木市空き家バンクに登録されていること。
- ・空き家に隣接又は近接し、空き家取得者が耕作することが妥当な農地であること。
- ・農地及び空き家の所有者は同一であること。
- ・賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定がされていない農地であること。
- ・市街化区域以外の農地であること。

2. 農地を取得する者の要件

- ・5年以上継続して耕作し、かつ、空き家に居住すること。
- ・周辺の農地利用等への影響を与えないこと。
- ・取得する農地は取得者が耕作可能な面積であること。

問合せ先

農地に関すること 農業委員会事務局(0282-21-2395)
 空き家に関すること 建築住宅課 (0282-21-2451)



新しい農業委員が任命されました

農業委員に欠員が生じたため、市長が議会の同意を得て、農業委員を任命いたしました。

任期は令和3年2月26日から令和4年7月19日までです。

農業に関わる諸問題解決の良き相談相手として、よりきめ細やかな活動を行います。



みやざき あきら
 岩舟地域 宮崎 章
 ☎55-8420

令和3年度農地等利用最適化推進施策に関する 意見書に対する回答書

農業委員会は年に一度、農業団体、農業者の意見を聞きながら意見書を作成し、次年度の市農業行政に反映されるよう市に対して意見書を提出します。

昨年令和2年8月6日に提出した意見に対して、10月13日市から回答がありましたのでその概要をお知らせします。

(1) 農地の利用集積について

意見

農地の利用集積を進めるため、地域や集落だけでの話し合いでは限界があることから市、農業委員会、農業公社、土地改良区及びJA等と連携しながら課題を共有し、その対策を考え、それぞれが実施できるような体制の強化をご検討くださるよう提案いたします。

回答

「人・農地プランの実質化」を進めることをご提案に答えられると考えています。人・農地プランの実質化とは市、農業委員会、農業公社、JA、土地改良区、農地中間管理機構などが一体となり、農地の利用状況等を地図化して課題を共有し、将来のプランを作成するものであります。

本事業を進めるには農業委員会の協力は不可欠であるので引き続き支援、協力をお願いいたします。令和3年3月人・農地プラン実質化完了予定です。

※令和3年3月に実質化は完了し、現在栃木市ホームページにて公表中です。

(2) 遊休農地対策について

意見

対策の一つとして、農地の荒廃につながるような活動できる組織を設立することが考えられます。

農地を所有できる農地所有適格法人や集落営農の組織化に向けた支援の強化、組織化後もサポートしていく体制の構築についてご検討くださるよう提案いたします。

回答

農業経営の法人化は、農家の後継者でなくても、構成員、従業員の中から意欲ある有能な後継者を確保することが可能となることや、経営の多角化による事業展開の可能性が広がることから、遊休農地解消につながることも、地域農業を継続していく大きな原動力となっております。一方、事務処理の煩雑さ、金銭面で

の負担増加など、法人化に伴う義務や負担もあることから、市では、県と連携し、農業経営高度化を促進し、先進的農業経営体の確保・育成のための経営相談会（アグリマネージメントセミナー）を無償で実施しています。この制度は、法人化後の経営改善、経営の拡大についての助言などにも活用できますので、農業者への案内に努めてまいります。

(3) 新規参入の促進について

意見

若者等へ農業の魅力を伝えるセミナーの開催やSNSによる情報発信と同時に、先輩農家による指導や研修制度の充実が必要であると考えております。

新規参入できる支援の充実とともに就農研修等受け入れ農家に対する支援のご検討くださるよう提案いたします。

回答

ご提案いただいた研修受け入れ農家に対する支援ですが、今年度から研修受入農家の負担を軽減し、国が実施する「次世代人材投資資金準備型」の対象となる専門的な研修を実施できる制度を開始しました。

これは、市農業公社が主体となって「いわふねフルーツパーク」で実施する、いちご栽培に特化した研修で、土づくりにから苗の育て方、植え方、収穫まで

一連の栽培技術を習得するものです。今後もこの研修制度をはじめ、国、県、市が連携し、支援策の隙間を埋め、新規就農希望者や新規就農者に寄り添った対応をまいります。

(4) 担い手対策について

意見

農業用機械・設備への負担をどれだけ減らせるか、そして農家としての所得（収益力）をどれだけ上げられるかが重要です。

そこで農家の負担軽減、所得向上に繋げるため、農業用機械・設備の導入について、購入経費・維持管理経費の支援や共同利用ができる仕組みの更なる充実をご検討くださるよう提案いたします。

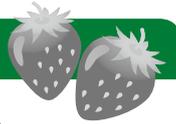
回答

農地の利用集積は農業用機械の大型化や設備投資による規模拡大が伴うことから、意欲ある地域の利用集積を進める担い手農家への支援を継続していくことが必要であると認識しております。

これまでと同様、産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、機械や設備の導入、規模拡大に取り組み農家に対する補助事業の支援を継続してまいります。

また、近年開発の進むICTを活用した、省力化・高品質化を行う支援メニューも紹介していきます。

なでしこ委員会活動報告



赤津小3年生が校外学習で「いちご」体験

5月26日水曜日、都賀町赤津小学校の3年生16人がいちご栽培農家を訪れ、一連の農作業を体験したり、いちごの集荷から出荷までの工程を見学したりしました。昨年の6月に予定していた校外学習でしたが、新型コロナウイルス感染症の状況で1年越しの活動となりました。

最初にJAしもつけ都賀地区営農経済センターを訪れ、栽培農家から集められたいちごが等級別にレーンに乗せられ、強力なラップやPPバンドで梱包され各地に出荷される様子を見学、JA職員の青木契人さんから都賀町のいちごはどこに運ばれて販売されるのか、などの説明がありました。

その後、栽培農家に移動し、手作りの紙芝居「いちごの話」を鑑賞。親の苗から「ランナー」と言われる子苗が何本も育つ内容には、うなずく児童も多く見られました。お楽しみの一いちご狩りは、その場で食べる事はできませんでしたが、自ら摘み取ったいちごをパックに詰め、

ラップをかける作業をしました。ある男子児童は「ハウスの中は暑かったけど家を持って帰ってみんなで食べます。」とご満悦の様子で元気よく話してくれました。

《取材：泉田裕美委員》



農業委員全員が「家族経営協定」を締結いたしました

家族経営協定とは、家族の就業、生活をめぐる課題や経営の計画を明文化したものです。内容については一人ひとりの役割や就業条件と就業環境、そして家族で取り組む農業経営の方針について、家族みんなで話し合いながら、取り決めていきます。その協定に沿って家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行っていきます。

農業経営は経営と生活の境目が明確ではなく、役割や労働時間、報酬などの就業条件が曖昧になることがあります。家族経営協定の締結を機に家族間で話し合う機会が増え、その結果が、経営にも生活にもより良い方向へ反映されることが期待されています。

《小林真理子 委員》



感染防止に配慮のうえ、マスクを外し撮影しました。

農地の適正管理をお願いします

農地の適正な管理について

農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農地として有効に利用されていない耕作放棄地が増加しています。

耕作放棄地は、病害虫や雑草の発生源となり、周辺の農地や住宅へ迷惑をかけるばかりでなく、ごみを捨てられるなど生活環境悪化や火災の発生原因となる恐れがあります。

農地を所有する方は、責任を持って耕起・草刈り・除草等を行い、農地の適正管理をお願いします。

農地パトロールの実施について

農業委員会では農地の無断転用や耕作放棄地の発生を防止するため、7月から農地パトロールを実施します。

調査の方法は、農地を回り、耕作の状況などを見て、「遊休農地（荒廃農地）」になっているかどうかを判断します。その際、農業委

員や農地利用最適化推進委員が農地へ立ち入ることなどがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

遊休農地の課税強化について

農地パトロールの結果、遊休農地と判断された土地所有者等には、11月に利用意向調査を実施します。

この利用意向調査に対し、未回答の方や、自分で耕作する、自分で借り手を探すなどと回答したにも関わらずその通りにしていない方については、以下の措置（下図参照）が取られ、遊休農地の固定資産税の評価額が、通常農地の評価額の約1.8倍となる可能性があります。

なお、利用意向調査において、農地中間管理機構に貸し付けの意向を表明するなど、課税強化の対象とならない場合もあります。

調査票が届いた際には、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

農地法に基づき、遊休農地については以下の措置がなされます

今年の
7～8月頃

農業委員会が全農地の利用状況を確認します。

今年の
11月頃

遊休農地の所有者等には、農業委員会から利用意向調査票が届きます。

来年の
7～8月頃

表明した意向どおりに実施しているか、農業委員会が確認します。

来年の
11月頃

意向どおりに実施していない場合は、農業委員会から農地中間管理機構による遊休農地の借入の協議の勧告が行われます。

再来年の
1月1日

勧告を受けている農地は、その納付する年度の固定資産税が1.8倍になります。

相続等で農地を取得した場合には、届出が必要です

農地法では、農地を相続した時などの届出が義務付けられています。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村に届出をお願いいたします。

なお、届出には農地の権利を取得したことがわかる書類が必要となりますので、法務局にて所有権移転登記を済ませた後、土地の登記完了証等を持参の上、農業委員会事務局に届出書の提出をお願いいたします。（農地の相続等を受けた日からおおむね10ヶ月以内に届出願います。）

この届出は、会社などにお勤めの方が農地を相続した場合など、実際には農業に従事していない方の場合でも必要になります。

農地を取得後、次のような場合には農業委員会にご相談ください。



Q 農業を続ける予定ですが、相続税の軽減などは、受けられますか。

A 農地を相続した本人が農業を営む場合や、農業経営基盤強化法による貸付けを行う場合などには、相続税額の一部が猶予される場合があります。

Q 会社に勤めているので、自分で農作業を行うことは難しいのですが。

A 栃木市農業公社が農地の利用調整のお手伝いを行っていますので、ご相談ください。例えば、依頼により規模拡大を希望する農家の方への農地の貸し付けなどを実施しています。

Q 農地の売り買いや貸し借り、転用を考えているのですが。

A 自分の所有する農地であっても、農地の売買・貸借・転用には許可や届出の手続きが必要になりますので、必ず事前に農業委員会にご相談ください。必要な許可や届出をしないまま、売買・貸借・転用をしてしまいますと、農地法違反となり、罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。



農業委員会とその活動



総会の様子



現地調査の様子

農業委員会は、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されています。
 栃木市農業委員会は25人の「農業委員」と農業委員会から委嘱された40人の「農地利用最適化推進委員」で組織されます。主な活動として毎月1回総会を開催し、農地の売買・賃借の許可申請の可否、農地転用の許可申請の可否等を審議しています。総会前には現地調査をします。現地調査は市内北部と南部に分かれて行います。北部の現地調査は4月21日水曜日、皆川地区を担当する私をはじめ、西方地区担当の狐塚委員、国府地区担当の若色委員とともに11か所の現地を確認しました。

そのほか農業委員会では新規就農希望者への支援、農地等の利用最適化推進のための意見提出等を行っています。

《大橋雄一委員》

令和3年度 栃木市農業委員会総会等予定表 (7月以降)

年月	申請書等受付締切日	総会日
令和3年 7月	令和3年 6月30日 (水)	令和3年 7月26日 (月)
8月	8月2日 (月)	8月23日 (月)
9月	8月31日 (火)	9月22日 (水)
10月	9月30日 (木)	10月22日 (金)
11月	11月1日 (月)	11月24日 (水)
12月	11月30日 (火)	12月23日 (木)
令和4年 1月	12月28日 (火)	令和4年 1月24日 (月)
2月	令和4年 1月31日 (月)	2月22日 (火)
3月	2月28日 (月)	3月23日 (水)

※総会の会場、開始時刻等については、市ホームページ等でご確認下さい

「週刊」の時間的利点を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。みなさまのご購読の申し込みをお待ちしております。

購読のお申し込みは、農業委員又は農業委員会事務局（☎21-12393）までご連絡ください。



全国農業新聞を購読してみませんか

発行所…全国農業会議所

毎週金曜日発行

購読料…月700円

〔送料、税込み〕

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。

◎農業に従事する方の老後に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

農業者年金で安心・豊かな老後を
 農業者の老後は国民年金だけでは不安です！

◎こんな方が加入できます。

①国民年金第1号被保険者

②年間60日以上農業に従事

③20歳以上60歳未満

◎積立方式だから自分がかけた金額は年金とし生涯もらえます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます)

◎保険料はいつでも変更できます。

月々2万円～6万7千円まで
 ◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。

(例)

認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は(5割)補助

くわしい内容については、農業委員会事務局（☎21-12393）までお問い合わせください。

アグリスト
頑張ってます! Agrist (農・業・人) ①

**宝石のような
 真っ赤なミニトマト**

岩舟町
 ほうさく
宝咲農園 サンウエルス
 とみやま ひろと
富山 皓斗さん

今回は、父親と二人で三年前からミニトマトの溶液栽培をしている若き農業者、皓斗さん（25歳）にお話を伺いました。

経営状況を教えてください

ビニールハウスの面積は、約17アールで、ミニトマトのサンチェリーという品種を栽培しています。現在11ヶ所のスーパーや道の駅へ直接出荷しています。

農業をやっているの喜びを教えてください

ストレスを感じない清潔な圃場で、毎日楽しく仕事ができることです。また、お客様の声を直接聞けるのも励みになります。



これからの目標や夢を教えてください

規模拡大することは、もちろん、苗の販売やトマトの収穫など体験農業の受け入れも考えています。そして、若い世代の方々にもっと農業へ関心を持ってもらいたいです。ホームページをリニューアルしました。皆様の感想をお待ちしています。

お嫁さんも募集中です。

HPアドレス housaku-nouen.com

《取材：五十畑節子 委員》



大豆
 (前) 大豆の歴史 (後) 大豆の歴史

忙しかった田植えが一段落する頃、大豆の播き時を迎えます。
 畑の肉とも称される大豆は、世界中から注目を集める健康食材。
 マメ科特有の連作障害に気を付けられ、地中の微生物と共生しながら土地の力を蘇らせる優秀な作物です。
 枝豆なら3か月で収穫ですが、畑で自然乾燥に任せて枯れたような茶色になる11月迄待ちます。
 作物は、土質や肥料、かけた手間暇が風味に現れるものですが、我が家では無肥料、減農薬で豆が本来もっている雑味のない素直な味わいをもった安全な大豆を収穫できます。その後は、いよいよ加工作業。自家製大豆から作る自家製味噌は格別です。(まさに手前味噌!) 蒸し大豆はサラダやスープなど色々な料理に活かせます。炒って粉に引けば、お正月のお餅につけて香ばしいきな粉も味わえたり。
 今年は、どんな料理に使うかとお楽しみから楽しみが広がります。

《大島知江子 委員》

アグリリスト
頑張ってます! Agrist (農・業・人) ②

**安心でおいしい
牛乳を届けたい**

西方町

ぞうとめ
早乙女

よしあき
善昭さん

のりこ
典子さん(喜)

金井地区で酪農経営をされている早乙女さんご夫婦にお話を伺いました。

お二人は、経営水準の高さ、地域への貢献など高い評価を受けて、第2回栃木県農業大賞知事賞を受賞されました。

経営状況を教えてください。

従業員4名で、子牛10頭を含む150頭の乳牛を飼育しています。牛のえさとなる飼料作物の作付面積は15ha、刈取りを頼まれている畑が15haあります。

工夫している点、気を配っている点はどんなことですか。

新しい搾乳システムや自動餌器の導入など、仕事の効率化、安全性を高める工夫をしています。気を配らなくてはならないことは多岐にわたりますので、獣医師、えさの設計や栄養管理をする方など様々な専門家の力を借りています。信頼できる方々に囲まれながら、みなさんにおいしい牛乳を飲んでいただけるよう頑張っております。



典子さん

善昭さん

今後の目標を教えてください。

飼料作物の作付面積拡大を考えており、耕作放棄地の解消につながれば良いと思っています。後継者となる長男の新しい考えをしっかりと聞きながら協力しあい、これからの経営を進めていきたいです。

《取材：鈴木久美子 委員》



- 委員 長 五十畑 節子
- 副委員 長 石塚 一彦
- 委員 員 毛塚 信道
- 委員 員 大橋 雄一
- 委員 員 大島 知江子
- 委員 員 泉田 裕美
- 委員 員 小林 真理子
- 委員 員 鈴木 久美子
- 委員 員 長 鈴木 明美

■農業委員会だより編集委員会

《編集委員長 五十畑 節子》

これからも、本誌を通して委員会活動をPRしていきます。読者の皆様からの御意見や御感想・取材等の御要望を、お寄せいただけると幸いです

まだまだ、新型コロナウイルス感染の勢いが止まりません。自由な生活が出来る日が来ることを願って、前を向いて行きましよう。

編集後記